

宿泊施設の 経営者の 皆様へ

長野県宿泊税の導入にあたって 〈手続きのご案内〉

1 必要な手続き

※ 経営を休止・廃止等している場合は、同封の「県食品・生活衛生課からのお知らせ」をご覧ください。

1人1泊につき6,000円以上の
宿泊がある施設

1人1泊につき6,000円以上の
宿泊がない施設

特別徴収義務者登録申請

次の書類を提出してください

- 特別徴収義務者登録申請書 **同封**
- (法人の場合) 登記事項証明書
- (個人の場合) 経営者の住民票
- 旅館業営業許可通知書又は
住宅宿泊事業に係る
届出番号・所在地が確認できる書類
- 宿泊に係る契約書面 (宿泊約款など)
- 宿泊料金が分かる書類 (料金表など)
- 振込先口座が確認できる書類

特定宿泊施設の申出

次の書類を提出してください

- 特定宿泊施設に該当することの申出書
- 宿泊料金確認票 **同封**
- 宿泊料金が分かる書類 (料金表など)

同封

【注意事項】

- ※ 1人1泊につき6,000円以上 (未満) の宿泊の
確認にあたっては、裏面「**宿泊料金の考え方**」
をご参照ください。
- ※ 営業許可を受けた (届出を行った) 施設ごと
の手続きが必要です。
- ※ 同封の記入例及びチェックリストにより書類の
不備がないかご確認ください。

2 提出方法

特別徴収義務者登録申請

eLTAX

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

- ※ 詳しい手続きは県HP (裏面下部
に記載のURL) をご覧ください。

オン
ライン

特定宿泊施設の申出

ながの電子申請サービス

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=63066

QRコード



郵送

長野県総務部税務課 課税係 宿泊税担当

- ※ 返信用封筒 (令和8年5月31日まで差出有効) をご利用ください。

同封

3 手続きの期限

令和8年6月8日 (月)

余裕を持ってご提出ください

- ※ 郵送の場合は当日消印有効となります。
- ※ eLTAXは日付や曜日によって利用可能な
時間帯が異なりますのでご注意ください。

令和8年3月中旬までに手続きを行っていただくと、

- ・施設名称・所在地等の情報を印字した納入申告書、月計表、納入書を送付します。
- ・申告納入時の書類記入の手間が省略されます。

お早めのお手続きにご協力をお願いします。



長野県宿泊税における宿泊料金の考え方 〈手続きにあたってご確認ください〉

Q1 「1人1泊につき 6,000円以上の宿泊」とは？

1人1泊につき6,000円以上の宿泊の有無は、食事代や消費税・入湯税などを除いた素泊まり・税抜きの宿泊料金により確認してください。

宿泊料金に含まれるもの	●宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額 例)：清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料
宿泊料金に含まれないもの	●宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ●消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ●立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例)：自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等 ●宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

Q2 食事代込みの料金設定しかない場合は？

各宿泊施設においてその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて宿泊料金を算定します。

なお、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q3 宿泊料金の割引きや宿泊に対する補助金・助成金などがある場合は？

宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引きした場合には、割引き後の額を宿泊料金とします。

宿泊に対する補助金・助成金等、宿泊者以外の第三者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

Q4 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合は？

1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

☎ 手続きや宿泊料金の考え方に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

●長野県 税務課課税係 宿泊税担当 TEL：026-235-7048

●県ホームページURL：

https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html

提出書類チェックリスト

〈提出前に必ずご確認ください〉

特別徴収義務者登録申請

番号	提出書類の一覧		☑
①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号） 同封		☐
②	〔経営者が法人の場合〕	登記事項証明書 （現在事項証明書）	☐
	〔経営者が個人の場合〕	経営者の住民票 （個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）	☐
③	〔旅館業の場合〕	旅館業営業許可通知書又は 旅館業経営承認書	☐
	〔住宅宿泊事業の場合〕	住宅宿泊事業に係る届出番号及び施設の所在地が 確認できる書類 （民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム （事業者）画面などを印刷したもの）	☐
④	宿泊に係る契約書面（宿泊約款など）		☐
⑤	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類 （施設のホームページを印刷したものでも可）		☐
⑥	申請書に記載された口座情報が確認できる書類（通帳の写しなど） ※ <u>長野銀行</u> の場合は、八十二銀行との合併に伴い送付される 「 <u>新しい口座情報等のお知らせ</u> 」（写）を添付してください。		☐

- ※ ②～⑥の書類については、**申請書に記載の項目が確認できるもの**としてください。
なお、いずれも**写し**で構いません。
- ※ ③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した
変更届（申請書に記載の項目の変更にに関するもの）もすべて添付してください。
- ※ ⑥については、特別徴収義務者報償金の受取りのため提出いただくものです。
特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください。

特定宿泊施設の申出

番号	提出書類の一覧		☑
①	特定宿泊施設に該当することの申出書 同封		☐
②	宿泊料金確認票	同封	☐
③	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（写） （施設のホームページを印刷したものでも可）		☐